

第９期計画の課題について

市の現状、人口の動向、各種アンケート調査結果の分析及び第８期計画の評価等を踏まえ、第９期計画に向けては、次に掲げる課題について検討を進め、本市における高齢者保健福祉施策を進める必要があると考えられます。

１ 高齢化の進行に対応した、自主的な介護予防・健康づくりの促進

第９期計画期間（令和６年度～令和８年度）の市の高齢者数は、増加傾向が続くとみられます。しかし、その内訳をみると、令和７年中に「団塊の世代」（昭和 22～25 年生まれ）が全員 75 歳以上の後期高齢者に到達することから、「65～74 歳」（前期高齢者）は減少し、「75～84 歳」、「85 歳以上」は増加が続くとみられます。

現在、要介護認定を受けていない比較的元気な高齢者でも、認知症リスクの上昇とともに、運動機能の低下や転倒などの身体機能のリスクを抱えている高齢者が増えています。

今後も、元気な高齢者に対して、セルフケアに関する普及啓発、介護予防への自主的な取り組み、住民主導の介護予防活動の育成、地域での活動への参加を促すことが必要です。また、要支援認定者に対しては、それぞれの状況に応じたサービスの提供、介護予防事業への参加を促し、要介護状態への進行抑制が必要です。

２ 認知症になっても地域で暮らし続けられる、支援体制の充実

高齢化の進行により、認知症高齢者の増加も懸念されます。認知症の日常生活自立度Ⅲ（日常生活に支障をきたすような症状・行動や意志疎通の困難さがときどきみられ、介護を必要とする状態）の割合が、令和４年 10 月時点で 34.3%と認定者の 1/3 以上を占めています。この割合は、北海道の 23.8%、全国の 26.8%を上回っています。

今後、元気な高齢者の認知症予防の促進とともに、認知症の高齢者や家族の視点・生活に配慮しながら、認知症になっても尊厳と希望をもって、安心して暮らし続けられる支援体制の充実が必要です。

３ 地域の状況に応じた、高齢者の支え合いの仕組みの充実

現在、市内を 7 つの日常生活圏域に分けていますが、圏域によって高齢化の状況に差がみられ、東部地区では 15%、中央部北西地区では 37%となっています。高齢化の進行により支援が必要な高齢者が増加する反面、地域の現役世代が減るとともに、雇用の延長も市内で見られているので、高齢者を支援する担い手の確保が難しくなっていくことが考えられます。

今後は、元気な高齢者が地域の資源を活用しながら、お互いに支え合う仕組み、体制の充実が必要です。

協議事項（１）第９期介護保険事業計画の基本方針について

４ 家族介護者の支援

自宅で要介護者を介護している家族の年齢をみると、60代以上の方が6割以上を占めており、「80歳以上」でみても15.1%みられます。これまでも、高齢者同士の介護「老老介護」のケースがみられますが、寿命の延伸により、「夫婦間の老老介護」、「兄弟姉妹間の老老介護」だけではなく、「親子間の老老介護」が増えていく可能性があります。

また、近年問題として考えられるようになった「ヤングケアラー」を含め、家族の負担を軽減し、仕事や勉強・進学等への影響を最小限にできるよう、相談対応や関連施策の活用、介護保険サービスの適切な利用による家族介護者の実態把握を含めた支援が必要です。

５ 安定的なサービス基盤の整備

要介護状態に大きな変化がない場合、家族による介護や医療・介護サービスを利用しながら自宅で暮らしたいと希望する方は6割を占めています。高齢者の増加に伴い、介護サービスのニーズも多様化し、特に、在宅サービスのニーズが高まっていくと考えられます。

要介護状態になっても、住み慣れた場所で自立した生活をおくるために、必要なサービスを安定的かつ継続的に供給できるような体制整備が必要です。

６ 介護人材の確保・育成

本市の介護サービス事業所において、課題として「職員を確保できない」の回答が最も多くなっています。福祉人材の確保については、長年にわたって「人手不足」「人材不足」が言われ続けています。

今後、高齢者の増加、特に75歳以上の後期高齢者の増加が当面続くとみられることから、介護サービスの提供に必要な技術を有した人材の確保、育成の支援が必要です。特に、在宅での生活を希望する要介護認定者が多くみられることから、在宅介護の人材を中心とした確保・育成が必要です。

７ 高齢者が安心して生活できる住環境の改善

要介護認定者の施設入所意向は、入所が可能な要介護3以上の認定者でも、回答者の半数が施設入所を検討していません。また、要介護1・2の認定者でも7割以上が施設入所を検討しておらず、多くの要介護認定者が自宅での介護を希望しているとみられます。

今後も、高齢者やその家族が、自宅で生活を継続できる住まいの確保や居宅の改善など、住環境の改善が必要です。

協議事項（１）第９期介護保険事業計画の基本方針について

第９期計画の骨子案（計画の全体像）

前述の課題に対し、次の基本理念を掲げるとともに、重点取組み事項として「地域包括ケアシステムの充実・深化」、これらに基づく４つの基本目標を設定し、第９期計画における高齢者保健福祉施策の全体像とします。

基本理念

いつまでも健康で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けられるための地域共生社会の実現

重点取組み事項

地域の高齢者や家族を総合的に支援する、地域包括ケアシステムの充実・深化

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送れるよう、様々な機能を包括的・一体的に提供する仕組みです。「団塊の世代」が後期高齢者に到達する令和７年度に向けて、第５期計画から「地域包括ケアシステムの構築」が進められてきました。第８期では、「自立支援・介護予防等による健康な暮らしの実現」、「安心と信頼の介護保険制度の推進」、「地域における包括的支援体制づくり」、「安心して暮らせる生活環境の整備」の４項目を重点目標として取組みを進めてきたところです。

今後、さらなる高齢化の進行による高齢者の増加や家族の多様化に伴い、課題が多様化・複雑化することが考えられます。

このことから、基本理念に掲げた「地域共生社会」の実現に向けて、多機関と連携した支援体制の整備及び連携ネットワークの充実を進めるだけでなく、高齢者が自主的に健康づくり・介護予防活動に取り組み、地域に参画していけるようなまちづくりを推進します。

協議事項（１）第９期介護保険事業計画の基本方針について

課題・方向性

基本目標

1 高齢化の進行に対応した、自主的な介護予防・健康づくりの促進



1 自ら健康づくり、介護予防に取り組む暮らしの実現

高齢者がいつまでも健康的で元気に暮らし続けられるよう、自主的な健康維持や介護予防活動を促進します。

また、これらの活動を支える支援体制の充実を目指します。

2 認知症になっても地域で暮らし続けられる、支援体制の充実



2 住民や多様な主体による地域の支え合い体制の促進

高齢者が安心して自分らしく生きがいを持って地域で生活を続けられるよう、地域の特性に応じた支援体制の充実を図ります。

また、ヤングケアラーを含めた家庭における介護負担の軽減に向けた取組みを推進します。

3 地域の状況に応じた、高齢者の支え合いの仕組みの充実



4 家族介護者の支援



5 安定的なサービス基盤の整備



3 介護保険事業の的確な運用・体制の整備

介護に必要な高齢者を正確に把握し、認定者や家族の状況に応じた介護保険サービスの提供を進めます。

また、介護保険サービスの運用・維持に当たって、必要な人材の確保・育成に向けた協力体制の充実を目指します。

6 介護人材の確保・育成



7 高齢者が安心して生活できる住環境の改善



4 いつまでも暮らし続けられる生活環境の整備

住宅、交通、公共施設を中心とした、暮らしやすい環境整備を進めます。また、災害時や感染症流行時の対策も進めます。